

令和2年第5回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第7号）

令和2年6月30日（火曜日）

議事日程（第7号）

令和2年6月30日（火）午後1時30分開議

第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第61号、議案第65号、議案第70号、陳情第4号、陳情第8号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第62号から議案第64号まで、議案第66号から議案第69号まで、議案第71号、請願第2号、請願第3号、陳情第7号

第 2 航路問題特別委員会の中間報告

第 3 発議案第9号

第 4 発議案第10号

第 5 発議案第11号

第 6 発議案第12号

第 7 議案第72号

第 8 議案第73号

第 9 議案第74号

第10 議案第75号

第11 議案第76号

第12 議案第77号

第13 議案第78号

第14 議案第79号から議案第102号まで

第15 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第61号、議案第65号、議案第70号、陳情第4号、陳情第8号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第62号から議案第64号まで、議案第66号から議案第69号まで、議案第71号、請願第2号、請願第3号、陳情第7号

日程第 2 航路問題特別委員会の中間報告

日程第 3 発議案第9号

日程第 4 発議案第10号

日程第 5 発議案第11号

日程第 6 発議案第12号

追加日程第1 発議案第13号

- 日程第 7 議案第72号
 日程第 8 議案第73号
 日程第 9 議案第74号
 日程第10 議案第75号
 日程第11 議案第76号
 日程第12 議案第77号
 日程第13 議案第78号
 日程第14 議案第79号から議案第102号まで
 日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君
防災管財課長	磯部伸浩君	税務課長	甲斐由紀夫君
企画課長	猪股雄司君	財政課長	平山栄祐君
市民生活課長	斉藤昌彦君	社会福祉課長	市橋法子君
子ども若者課長	大屋広幸君	高齢福祉課長	吉川明君

世界遺産課長 推進課長	下谷徹君	地域振興課長 興長	岩崎洋昭君
農林水産課長 課長	本間賢一郎君	観光振興課長 興長	祝雅之君
建設課長	清水正人君	教育総務課長 務長	坂田和三君
学校教員課長 課長	濱田晴明君	社会教育課長 育長	市橋秀紀君
消防課長	羽二生正博君	両管津理病部 院長	伊藤浩二君
農業委員会 事務局局長	北嶋富夫君		

事務局職員出席者

事務局局長	山本雅明君	事務局次長	本間智子君
議事調査係 係長	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 昨日及び本日議会運営委員会を開催し、今期定例会の最終日の会期日程の変更について協議しましたので、その結果についてご報告します。

航路問題特別委員会から、今期定例会の最終日の本会議において中間報告を行いたいとの申入れがあり、議会運営委員会においてこれを了承しました。また、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書の提出について提案があり、協議の結果、意見書を上程することとしました。これに伴い会期日程が変更となります。

お手元に配付した会期日程表を御覧ください。常任委員長の報告、委員長質疑、議案に対する討論、採決の後、航路問題特別委員会の中間報告、委員長質疑を行います。その後、離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書の提出及び新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書の提出についてをそれぞれ上程し、採決します。

報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第61号、議案第65号、議案第70号、陳情第4号、陳情第8号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第62号から議案第64号まで、議案第66号から議案第69号まで、
議案第71号、請願第2号、請願第3号、陳情第7号

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第61号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症に関する税制上の特例措置を講ずるための地方税法の改正に伴い、たばこ税における軽量の葉巻たばこの課税方式を見直すこと及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにイベント

を中止した事業者への支援として、個人市民税に係る寄附金控除の特例措置を講ずることなど、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第65号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億8,621万円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、段階的な経済活動の活性化に向けた取組に要する経費のほか、小中学校のICT環境の整備に要する経費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、佐渡学推進事業について。一般財団法人佐渡文化財団について、佐渡市監査委員から準備委員会負担金及び運営補助金に係る事務執行が適正に行われていなかったとの監査報告があったことは、誠に遺憾である。審査の中で担当課の説明は具体性に欠け、文化財団が再生できる可能性を見いだせなかった。今回の予算は、文化財団を運営する最低限の金額であり、今後の在り方を検討する委員会を開催するための予算も計上されている。文化財団の本来の目的を確実に達成できるよう、事業の精査と自主財源の獲得に努め、市民に信頼される文化財団になるよう市として指導や助言を行うことを強く求める。

議案第70号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,309万円を追加するものであります。主な内容は、国の第二次補正予算の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。総括的事項。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市の各支援策については、補正予算第1号から第4号までにおいて、雇用調整助成金への上乗せ、市独自の事業継続支援、子育て世帯への生活支援、島内宿泊施設への支援制度などを進めたことは、一定の評価をるところである。しかし、その事業の進捗の実態と効果検証の調査が十分ではなく、災害にも匹敵する生活への影響に対して、十分な支援策とはなっていないものと思料する。事業活動や生活に困窮しているところの把握を行い、市民生活に寄り添う支援をさらに求めるものである。国の第二次補正予算の成立による交付金と市の自主財源も併せて、誰一人取り残すことのない支援策の実施を強く求める。

陳情第4号 防災拠点としての複合型新庁舎建設についての陳情。本陳情は、合併特例債の発行期限の延長は、東日本大震災等での甚大な被害を受けての措置であり、防災拠点としての新庁舎という観点で建設、使用することが最善であることから、合併特例債を使って防災拠点としての複合型新庁舎建設を早期に実現することを求めるものであります。審査では、現在の本庁舎は防災機能が脆弱であり、市民相談機能が不足しプライバシーが十分守られていない状態にあること、また、バリアフリーの条件も満たしていないこと、加えて、第2庁舎の老朽化は著しく、執務している部署の移転先確保が課題となっていること、本庁機能が分散配置となっていることなど、多くの問題点を抱えているとの共通認識を確認した。合併特例債の活用については、陳情のように本庁舎拡充への活用、議会が移転した場合の図書館整備への充当、

公共施設等の解体財源にすべき等の意見も出されたが、この陳情も合併特例債活用策の一つの方向性であることは審査の過程で意見一致した。合併特例債の用途については、これまで様々な経緯があり市民の間でも大きく意見が異なっているものである。その発行期限が迫っている現状ではあるが、市民の意見を十分反映した取組を求めるところである。以上のような審査の経過を踏まえ、本陳情については、一つの方向性であるということを尊重したものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

陳情第8号 市民に優しく、防災拠点機能を備えた佐渡市市役所建設についての陳情。本陳情は、現在の市役所本庁舎は、エレベーターが未設置であり、会議室や相談室も少なくプライバシー保護の面からも市民に優しく利用しやすい造りとは言えないこと及び有事の際に市民を守る体制や機能が十分に備わっているとは言い難いことから、各部署を集約化するための広さを確保し、市民に優しく利用しやすい構造及び災害対応の機能が備わった庁舎が必要であるとして、合併特例債を使って防災拠点としての複合型新庁舎建設を早期に実現することを求めるものであります。審査の結果、陳情第4号と同様に審査の過程を踏まえ、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第65号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井真理さんの質疑を許します。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） それでは、議案第65号、一般会計補正予算について、その中の一般財団法人佐渡文化財団についての質問をいたします。

これは2年前に設立されて、今や議会としてはほぼ全員が許し難い事業運営であるということで一致しているのではないかと、そのような認識に立っておりますが、この佐渡の貴重な伝統文化、伝統芸能を保存、継承、活用する目的で設立されています。それは教育委員会の業務としてもできるところ、わざわざ文化財団として設立したわけです。なぜなら特に政教分離の観点から、行政にはできない神社仏閣などのうち、文化財指定されていない、しかし佐渡にとって貴重な文化財を保存、活用しようという崇高な使命を持っているからだと私は理解しております。そのために設立時に議会で説明されたことは、政教分離の原則では公の予算は使えないから財団法人でやると、事業に必要な資金は市民や民間企業から寄附金を集めるのだと。しかし、財団法人でやるというこのごく当然の説明がありながら、これまでの2年間、寄附金実績はゼロ円、その上、今年度この補正予算に計上されている添付の資料を見ても、寄附金の予算はゼロ円、これで一体財団法人として何の事業をするという説明だったのかを聞かせてください。

次に、新人議員の方々も多いので、少し丁寧に説明を積み上げさせていただいていますけれども、佐渡文化財団には設立準備から今に至るまで2年間で、設立準備金、出捐金、国や市からの補助金合わせると7,660万円も出してきました。一方、事業成果と言えば、昨年春、文化財団の監査は事業の事務執行の間違い、不適正の指摘、そして専務理事の職務執行や報酬についての問題を指摘し、昨年秋の佐渡市議会の決算審査特別委員会では限られた時間ではありましたが、補助金執行としてはやっていけない

ことを次々に発見し、そしてそれをまた総務文教常任委員会でさらに文化財団からの参考人招致もし、報告書に問題を厳しく指摘してきました。今年の春にはようやく時の市長が佐渡市監査委員に諮り、事務執行上の観点からのみでしたが、不適正事務を数え上げられないほど指摘されてきたばかりで、このことに関しては行政担当者側の処分まで行ったところですが、議会は、今年度当初予算に担当課が、にもかかわらず1,100万円の補助金を計上してきています。このことを今後文化財団の活動に存続する価値があると認めての予算、そうでなければ予算計上するのはおかしいと思いますが、来年度以降の展望、市として期待する具体的な中身は一体何だったのでしょうか。

それから、報告書にありましたが、在り方を検討する委員会、これ初めて聞きました。これは一体何を検討する委員会なのでしょうか。

そして最後に、過年度の補助金執行、これについても適正だったからこの1,100万円の補助金を今年度も計上するという経過なのではないかと思いますが、果たしてこれは適正だったというふうに委員会では審査されたのか、お伺いいたします。(下線部分は360頁の発言訂正に基づき訂正済)

○議長(佐藤 孝君) 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(金田淳一君) それでは、質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の佐渡文化財団の予算については、昨年度からの繰越しの金額を用いた4月から6月までの予算と、今議会に上程されている7月から3月までの予算と2つございます。先ほど荒井議員より寄附金について、予算額がゼロ円になっているというご質問でございましたが、ご指摘のとおり、ここの定例会報告に載っている予算書、4月から6月の分には予算額はゼロ円になってございますが、委員会の審査の中で示された7月から3月31日までの予算には50万円の寄附金を目標として集めようという計画になっております。

それから、2番目の質問ですが、今年度7月から3月31日までの予算にはご指摘のとおり1,100万円の補助金が計上されております。昨年から雇用している職員がいらっしゃいますので、最低限その職員に支給する給料、いろいろな経費がございます。そういうものを見積もった上で、最低限の事業をそれでもしましよという事で見積もった金額が1,100万円ほどということになっております。それから、来年度以降の展望については、昨年度から、一昨年度からですか。この文化財団について議会からも様々な指摘がありました。そのことを踏まえて、次の質問にもつながりますけれども、この文化財団がどのようにすべきものなのか、どうしたら本来の趣旨を達成できる団体となり得るのか、そのことについて在り方を検討する委員会を設置をして、今年度の市長査定までに何らかの形を定めていこうということを審査の中で担当課から伺っております。市として期待するものとしては、基本的なことですが、伝統文化の継承活動の推奨、伝統文化の保護、活用に関する支援と振興、文化行事の開催、その他市民が文化に触れる機会の充満などを基本ベースとして進めるということになっております。

それから、最後の過年度の補助金執行については、特に今回の審査については、令和2年度の予算について審査をしたので、具体的な審査は行っておりませんが、まさに昨年度業務改善計画が出されたということについては、委員皆さんでその認識は共有しているというふうに思っております。

○議長(佐藤 孝君) 荒井眞理さん。

○13番(荒井眞理君) すみません。ちょっと先ほど私、110万円の補助金と言い間違えたようですが、1,100万円の補助金、予算ということで訂正いたします。(当該箇所359頁の下線部)

まず、この2年間寄附金を集めなかったということであれば、今さら集めても誰が協力してくれるのかなという気はしますけれども、この50万円の寄附金集めはやる気があるということを委員会としてお認めになったのでしょうか。審査の過程の中で、「文化財団が再生できる可能性を見いだすことはできなかった」と、このように報告に書いておられるので、貴委員会としては可能性はないということと理解しておられるのか。しかしながら、最終的には目的を確実に達成できるようにということを書いておられるので、希望は見いだしておられるのか、このあたり私にはよく分からないのですが、希望はあるのでしょうか。

○議長(佐藤 孝君) 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(金田淳一君) 審査の中で委員として感じたことは、私たちの問いかけに対して確実な答弁がなかなかできていないということでした。そういうことで、審査報告に書いたような文章となっております。やる気という部分ですが、この今年度の計画の中で伝統芸能のPR及び継承者の育成、それからカヤぶき振興、それからキャリア教育支援及び文化活動の担い手育成については、それぞれ予算措置をして、最低限このメンバーでできることを何とか今年度進めていこうという説明がありましたので、そういう方向性を理解をしておるところでございます。

○議長(佐藤 孝君) 荒井眞理さん。

○13番(荒井眞理君) 今委員長おっしゃられたような計画があるということは、もちろん私も存じておりますが、最後にこの在り方検討委員会というものは、検討した結果次第では、この文化財団については解散という意見も出てくると、そのように委員会としては考えておられますか。

○議長(佐藤 孝君) 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(金田淳一君) 私からはそのことは回答はできませんが、先ほどもお話ししましたとおり、今年度委員を選考し、新潟からも選考委員をお願いして、会長としては大学の名誉教授をされている方をお願いするというお話も聞きました。その中でこの文化財団がどのような活動ができるのか、実際に基盤としてできるようなことなのかということと慎重審議をさせていただいて、これからの方向性を定めていくというふうに聞いております。ですから、解散がどうのこうのということは私たちは分かりませんが、そういうことも含めてしっかりとした議論がなされるのだろうということで委員会は承っております。

以上です。

○議長(佐藤 孝君) 以上で議案第65号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第65号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第65号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第62号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバー通知カードが廃止されたことから、個人番号の通知カード再交付手数料の項目を削るため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、租税特別措置法の改正において都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が追加されたことに伴う所要の改正を行うこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免について、納期限が過ぎた保険税についても減免の対象とするため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 佐渡市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階の第1段階から第3段階までの介護保険料の負担軽減を行うこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に属する第1号被保険者に対する介護保険料の減免について、納期限が過ぎた保険料についても減免の対象とするため、佐渡市介護保険条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,664万円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する過年度分の還付金について、一般被保険者保険税還付金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第67号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐

渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ620万円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免に対する過年度分の還付金について、第1号被保険者保険料還付金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市病院事業会計予算について、資本的収入の予定額に1,852万7,000円を追加し、資本的支出の予定額に1,852万7,000円を追加するものであります。主な内容は、相川病院のエアコン設置に伴う器械備品購入費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。この予算は、相川病院の老朽化したボイラー設備の機能不全に対応するため、エアコンを設置するものである。利用者のために応急措置をしたことは了とするが、相川病院は建設後35年を経過しているので、今後の相川病院の在り方とともに全体の修繕計画についても早急に検討されたい。

議案第69号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,907万9,000円を追加するものであります。主な内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うもの及び新型コロナウイルス感染症対策に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。今回の本算定では、基金から1億4,500万円を取り崩して、1人当たり8万509円という前年度並みの国民健康保険税となった。しかし、平成30年度には基金残高が4億5,582万4,000円だったものが、充当後の残高は1億4,086万5,000円となる。新型コロナウイルス感染症の影響も見通せない中、次年度以降に国民健康保険税の急激な増額となると、市民生活に重大な影響を与えるものと懸念する。よって、次年度以降にあっては増額の激変緩和措置を取るなど、対策を講じることを求める。

請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願。本請願は、政府の全世代型社会保障検討会議の中間報告において、75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みを負担能力に応じたものへと改革していく必要があると言及しているが、高齢者の約7割の世帯は公的年金のみで生活をしており、その金額も生活を保障するには十分ではなく、医療費の負担増が受診抑制を誘発し、暮らしと健康が脅かされることが懸念されることから、後期高齢者の医療費の窓口負担の現状維持を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出を求める請願。本請願は、加齢性難聴が生活の質を落とす大きな原因となり、鬱病や認知症の危険因子になるとも考えられていることから補聴器の普及が求められているが、補聴器は高額であり保険適用外のため全額個人負担

となっており、このことが特に低年金で暮らしている高齢者の補聴器使用の妨げとなっていることから、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創出することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第7号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う病院事業継続支援を求める陳情。本陳情は、新型コロナウイルス感染症の影響により外来患者が大幅に減少し、感染リスクの軽減のための手術制約などによって診療報酬が減収していることや、感染予防対策の実施のため、これまでにない厳しい経営状況となっており、このままでは医療法人おけさ会の病院事業の継続も困難となり、地域医療の崩壊を招きかねない事態となっていることから、病院事業を継続するための減収に対する公的補填などの支援を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本陳情は、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第71号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 一般会計から国保税条例から、そして今回の国保の会計、一体となって国民健康保険税の本算定です。当初予算の算定ということです。これは入り口でも言ったのですが、そこでお尋ねをしたいと思います。

先ほど委員長が述べた意見、いわゆる意見の中に、次年度以降の急激な増加となると市民生活に重大な影響を与える。そして、次年度以降にあっては増額の緩和措置を取れと。お配りをいただいた市民厚生常任委員会の資料を見れば分かるのですが、ここに書いてあるように、これはずっと上がるという計算になっているね。実は前市政時代は、全国的に上げる中、こういうふうに下げて頑張ったのです。にもかかわらず、激変緩和措置というのは、一気に上げるなよと、うまく痛みが分からないように上げろよという話ですから、この方向は私は今回のコロナ禍の後、ポストコロナの社会を見据えたときに、ここは大いに考えなければならぬということなのだけれども、これは事実上先ほど財政調整基金のことにも言及をしておりましたが、容認するということではないのかということなんです。

2つ目、今も言いましたが、今コロナ禍によって、コロナの後の社会に何が今大事なのかということが全世界的に問われている中で、議会上程のときの課長の答弁では、国保の税のことを言ったら、税の公平性が保たれないとかって言いました。国保はそうではなくて、それ以前にここに書きましたように加入世帯の医療を受ける、医療の受給権の公平性こそが私大事ではないかと思うのです。お金がなかったら医療を受けられない、これは間違い。ですから、そういう意味で言うと資格証明書、つまり事実上無保険の方がそれなりにいる。横浜市ではやめたというのも出しましたし、加茂市はずっと前からやっていません。そういうもの出しましたが、この発行は現時点ではコロナでやめているというのは何ってありますが、どうするのか。当初予算だから聞くのです。どうするのか。

もう一つは、所得に対する国保税の負担割合、4人家族、子供2人で夫婦2人、300万円の自営業者だ

と思えばいいのです。その方が46万円払えるわけがありません。地方税の所得換算ではなく、国保税のただし書方式ですから300万円の課税なのです。所得税で言うなら90万円ぐらいなのです、これは。社会保険料の控除、国保税の控除も全くされていない。100万円以下の方が子供2人で夫婦で育てられるわけがないって、こういった限界の今状況なわけですから、こういったところの何らかの軽減措置をやっぱりやるべきだと思うのですが、どのような今年度の国保の事業運営になっているかということです。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川議員の質問に対してお答えをいたします。

1点目の意見をつけた部分、国保税値上げを事実上容認するものではないのかという点でございますが、先ほど中川議員が資料示されたとおり、当委員会にも今後の国保税の予想という、あくまでも決定したものではありません。そういったものが資料として出されておりますけれども、これまで国保税はご承知のように財政調整基金を投入することでかなり安く抑えられてきております。その財政調整基金残高も残りわずかとなって、このまま行くと先ほど資料示されたとおり、次年度以降国民健康保険税が上がるのが本当に懸念をされるということでございます。まさにおっしゃるとおり、コロナの影響が見通せない中、市民生活に影響を与えることがないようにしっかりと対策を取るよということ、決して上げることを容認したものではなく、市民生活に影響がないようにしっかりと対応を、対策を取るよと意見をつけたものでございます。

2点目の資格証明書発行の件はどうなるのかという点でございます。当委員会におきましても、委員のほうから資格証明書の件に対して質疑がございました。資格証明書を発行すべきではない、そのあたりどのように考えているのかという質疑がございました。それに対して執行部からは、現在コロナ禍でもあるので、今は短期保険証という扱いにしていると。短期保険証というのは、1年以上の滞納があった場合は機械的に資格証明書にするというのではなく、あくまでも納付が困難な方は納税相談をさせていただいて、納付の計画というものを立てていただいた上で対応をしているという説明がありました。

そして、軽減措置の拡大は検討すべきで、どのような状況になっているのかという点でございます。これについても当委員会でも委員のほうからも質疑がございました。執行部からは、通常国保税の減免要綱があり、通常減免だと所得の40%減の方に対してあくまでも所得割を減免するという制度があると、これを30%に下げたほうがいいという提案だと思うが、今回の国保税の件と合わせて一緒にするのはどうかということは現状では検討はしていないと。ただ、そういうことが必要かどうかということも含めて様々精査が必要であると、検討していくという答弁がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段のこの間、財政調整基金をつぎ込んで安くなったというのだけれども、財政調整基金はほとんど枯渇して、一気にまたぐんと積み上げてきた。県内もそうだし、全国見たって国保の財政調整基金持っているところなんかほとんどないのです、実は。これだけ持っているってことだけでも、とても佐渡市の国保は健全だった、全国の比較で言うならば。もう空になって、一般会計からどんどんつぎ込んでいくというのが普通の、普通の自治体なのです。そういうところで、私まず言いたいのは、今回、

先ほどの議案の中にもありましたが、国保や介護保険、後期高齢者医療保険、こういったものが一番高齢者で弱者のところだから、国の通知も3月時点で出ていたものが、佐渡市は今回軽減措置の問題やったのです。イの一に出たのです。そういう状況であるということです。ですから、そうはいつでもこの意見を読む限りにおいては容認してくれたなど、私が執行部ならそう思うなということで聞いたのですが、それは決して容認をしたものではなくて、今ここはコロナ禍の後のポストコロナの中でしっかりした対応をやっぱりしていかなければならぬというふうにつけるべきだったのではないのでしょうかが1つです。

2つ目は、この間一般質問やいろいろなやり取りもして、こう言うと失礼だが、公務員で働いている方にとってはあまり関係ないのかもしれないけれども、ある方が言いました。「国民健康保険税高くて払えなくて大変な気持ちが本当に職員に分かるのか」、ぜひそういう声に耳を私は傾けていただきたいと思うのですが、そこで資格証明書の話がありました。この問題も過去に、昔国保の神様という議員がいて、その方とも大議論しながらやったのだけれども、資格証明書というのは納税の接触の機会を増やすためのものだけなのです。だから、やめる傾向になってきている。納税相談があったら対応する。納税相談なくても対応しろというのがこの間の国の通知だし、やり方なのです。そういうことをやっては駄目だということがはっきりしているのです。9月議会でも一般質問でやるしかないかなと思っていますが、そういう意味で言うと国のルールもしっかり守っていないし、資格証明書の方の税金を取る、取るという発想だけでは私は駄目だと。もう一つ言いますが、前の4年間の三浦市政の中ですごかったのは、国保をどんどん下げたということが1つ。もう一つは、全国にも先駆けるような第3子の均等割の軽減措置やったのです。だから、今子育て、子育て、子供に300万円というような方もいるわけだから、こういったところでもしっかり手当てをしていくという意味で、営業が大変な方の減免の問題、子育ての減免の問題、何らか今つくっていかないと、コロナもそうだし、もともと格差と貧困が厳しい中だからこそ私必要だと思うのですが、そういうのは十分議論されましたか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 国民健康保険税の点についてですけれども、やはりこのまま何もしなければ上がってしまうことが本当に懸念されるので、当委員会の中でもそもそも医療費の抑制、要するに健康寿命を延ばす、健康増進の推進の取組、そして財政面からは一般財源の投入といったこともやはり検討すべきである、そのような意見が当委員会の中でも出ました。そういった様々な対策の中で、市民生活に決して影響を与えることがないようにということで意見をつけさせていただいたものでございます。

その他の件につきましては、先ほど中川議員がおっしゃったように、9月議会の一般質問というお話もありました。ぜひ議論を交わしていただきたいものと思うものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今日の新聞に村上の市議会が10%削減の9か月間、議員報酬をコロナでやる云々がありました。佐渡市議会もありました。そうではないよ。議員は、こういう審議の場でコロナの関係やいろいろな問題を市民の暮らしにとって役立つように、前に進めるために報酬で出すのではなくて、そういうことを一生懸命やるべきだという点で、私はそういう角度で実は提案をしております。

そこで、最後に聞きますが、何度も言うようですが、全国では国民健康保険税上げるような中で、佐渡市頑張ってきていた。高齢者が多いところだ。200万円以下の所得、200万円以下ですよ。つまり33万円だけ引いた、年金者もいますが、86.1%、約1万2,000人、1万4,000人ぐらいでしょう、人数の中で。86%もいるって、こういう状況ですから、まさにこれは税の公平性ではなくて、コロナの問題から言うならば、医療を受ける権利をどうやって社会として、政治として保障をしていくのかというところに私はしっかり置くべきだと思うのですが、この間の国保税の滞納の方がかなりいると思うのですが、今回の減免も含めてそういった方にもきちんと対応できるような今年度の事業報告になっているか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 中川議員の質問にお答えをいたします。

滞納者というところについての具体的な質疑は出てきておりませんが、前回の委員会の中で滞納者に対しての審査も行っております。当然滞納者に対してもしっかりと対応していくという説明があったということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第71号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第71号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど、これ分かりやすく言えば、全世代型の社会保障をやるということで消費税を増税をしました。全世代型、最近子供ばかりうちの議会も言うのだけれども、全世代型にもかかわらず、何のことはない。後期高齢者の窓口負担、病院にかかったときの負担を上げなければいかぬという話。先ほど委員長が読んだ意見はこのとおりであるので、何でこれ反対する理由があるのかなということでお聞きをしたいわけでありまして。しかも、請願の中にも書いてありますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会、これはご存じのように委員長が今委員になっている県の運営している方々が「上げるような方向をやられたのでは大変ですよ」と言っているのです。この間、これまでこういう手の請願、陳情については、うちの議会はリベラルでしたから、大体全会一致で採択をしていたと思うのだが、今回に限って不採択というので非常にびっくりしたわけでありまして。ちなみに、後期高齢者医療の広域連合協議会が言っている要望書というのは毎年あるのです。これは、昨年のを言っていますが、令和元年にも出ています。

必ずこの問題は取り上げられているわけでありますが、まさに後期高齢者医療の制度の根幹に関わるというので、どういう理由で不採択にしたのかお尋ねしたい。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川議員の質疑にお答えいたします。

何ゆえ不採択となったのかということでございます。委員会の中で採決を採った結果、委員が6名いらっしゃいます。賛成者が3名、反対者が3名ということで同数になりましたので、委員長の私として反対ということで、賛成少数で不採択ということで決定をいたしましたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、結果は多分そういうことなのでしょうが、どういう議論がなされたのか。2回目だよな。あと1回あるな。ほかの議員が言わなかったのは、山田委員長はどういう理由で反対に回ったのか教えていただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、お答えいたします。

委員長質疑でございますので、委員会の中でどのような審査がなされたのかというところでお答えをさせていただきたいと思いますが、反対討論が1件出ました。趣旨をざっくり言いますと、応分の負担、こういった問題があり、そして一定の所得以上の方は2割にするといったところで、この一定所得の判断基準、線引きについてはまだ具体的な数字が出されておらず、先送りにするといった報道もあったと。そういった中で、現状維持に努めることを強く求めるというのをそのまま採択するのはちょっと難しいものがあるのではないかとといった討論がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今国政の与党が進めているからとあって、与党の忖度はする必要はない。今佐渡市は高齢者が多いところで、例えば後期高齢者医療保険、昨年の決算審査特別委員会で年間18万円以下、つまり月1万5,000円以下の年金者が約1,000人なのです。こういった深刻な状況の中で、この問題、ほかの問題見ても分かるでしょう。大体高額所得者上げると言いながら、だんだん現役並みって、下もどんどん底上げするために使われてきているのですって。ですから、これ後期高齢者医療制度の連合会が書いてある要望書ですが、「後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては高齢者が受診を控え、重症化につながるおそれがあるため、慎重かつ十分な議論を……」でやらないでくれと。ですから、もうちょっと今の佐渡市の影響に与えると、これどうなるか、そういう分析もしたのでしょうか。ぜひこういう審査、先ほど合併特例債の報告がありましたが、どういう経過でやっぱりこういう判断をしたというのを議会も説明責任を私は求められるなということでお聞きをしているので、最後聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 当委員会におきましては、この請願については討論を求めたとき、反対討論が1件出たということで、それ以上の審査は行っておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で請願第2号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党の市議団の中村良夫です。後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願について、賛成討論を行います。

第1に、現在70歳未満の医療費窓口負担は3割負担、70歳から74歳までが2割負担、今回の75歳以上の後期高齢者の窓口負担は1割負担、中には3割負担の現役並み所得者は少数で、ほとんどが1割負担です。皆さん、ここまでがお分かりだと思います。

さて、問題は、第2に75歳以上の医療費は2022年度、2年後から1割負担を2割に上げると政府の全世代型社会保障会議が2019年12月に中間報告を発表しました。安倍首相自らを議長として、年金の大幅削減、医療費、介護の負担増、保育予算の削減など、全世代に制度改悪の痛みを押しつけようとするものです。佐渡市も影響を受けます。

第3に、75歳以上の後期高齢者の収入のほとんどは年金のみです。年金は、2013年10月から連続で削減されてきています。

第4に、年金が増えていないので、多少体の具合が悪くても病院へ行くのを控えている、こういった状況ではないでしょうか。

第5に、今でも病院へ行くのを控えているのに、今後病院へ行ったときに窓口負担が2割負担になれば、ますます病院へ行くのを控える人が多くなり、体が重症化してしまうケースが多くなることが予想されます。市民の皆さん、そして議員の皆さん、佐渡の高齢化率は、現在40%になっています。5年後には43.6%、およそ人口の4割を超え、75歳以上の人口の割合は27.6%となり、今お話をしている後期高齢者は3割になると言われています。佐渡市は、高齢者を支援が必要とする人としてだけでなく、後期高齢者の皆さんと地域社会を支える一員ですと、こう位置づけています。そのためには生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく、明るく、元気に病院へも行けるようにしませんか。

さらに渡辺市長の所信表明、6つのキーワードである「子どもから高齢者まで市民が夢や希望の持てる島づくり」が必要だと、こう言っています。議員の皆さん、市民厚生常任委員会では賛成が3人、反対が3人の同数でした。残念ながら委員長の反対で、賛成少数で不採択であります。委員会で反対討論の理由として、政府が言っている一定所得以上の人、一定所得が決まっていない段階で請願が言っている医療費窓口負担の現状維持は拙速ではないかというのが反対の理由で、この請願の中身としては理解できますよと私に言っていただきました。議員の皆さん、一定所得が決まっていないかどうかは進める側の問題です。要は政府は後期高齢者の医療費窓口負担を2割に上げるのです。それに対して請願の趣旨は、後期高齢者

の医療費窓口負担を1割負担、現状維持です。この1点です。請願趣旨を改めて御覧ください。上から6行目、中川直美議員が先ほど言いましたけれども、全国後期高齢者医療広域連合協議会は後期高齢者医療の大本になっていて、後期高齢者医療を仕切っている組織です。加藤厚生労働大臣に既に要望書を提出し、現状維持に努めていることと表明しています。だから、反対する理由はあり得ません。反対をお考えになっている方は、私に一時預からせてください。決して無駄にはしません。市民厚生常任委員会で反対あるいは反対と決めている方は、私の今の討論を聞いて賛成に変えても一向に問題ありません。この結果は全て公開されます。新潟県内、そして全国一斉で各自治体の議会でこの請願が採択されようとしています。コロナ禍で政府もこういった請願が上がることは十分に承知しています。現状維持を考えざるを得なくなってきました。だからこそ議員の皆さんの一人一人の力、声を上げれば政治は変えられる。国民世論が政治を動かします。新しい民主主義の発展の中に私たちはいるのです。政治を動かしてください。必ずよい政治に変わります。最後に賛成と言ったら、どうか立ってください。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第2号に関する賛成討論を終結いたします。

これより請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、請願第2号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって本案は採択と決定いたしました。

ただいま議決いたしました議案第71号及び請願第2号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどの請願の意見書提出をしていただきたいという請願が本会議で採択をされたわけですから、意見書を出す段取りが要るのではないかと思います。その辺はどうなりますか。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午後 2時34分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

近藤議会運営委員長。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を報告します。

先ほどの本会議において請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願が可決をされましたので、意見書の提出について協議を行いました。協議の結果、各派代表者において意見書を提出することになりました。この後、休憩前に引き続き議事を行い、発議案第12号の採決が終了しましたら、日程の追加をお諮りし、発議案第13号として議事日程に追加することとなりますので、そのようにご理解願います。

報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第2 航路問題特別委員会の中間報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、航路問題特別委員会に付託中の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申出がありますので、これを許します。

航路問題特別委員長、中川直美君。

〔航路問題特別委員長 中川直美君登壇〕

○航路問題特別委員長（中川直美君） 航路問題特別委員会中間報告。

本委員会に付託された事件について、会議規則第45条第2項の規定に基づき、次のとおり中間報告します。

本委員会は、本市議会としても協議していかなければならないと考えていたところに執行部から当委員会の設置の要請があり、佐渡航路の維持に関することを付託事件として、今定例会の初日に議員発議により設置された委員会であります。

今定例会中に3回の委員会を開催し、喫緊の課題であるジェットfoil船舶建造に関わる件と今後の佐渡航路の在り方に関することを中心に審査を行ったので当委員会の中間報告を行う。

1、佐渡航路の船舶の現状。令和2年4月1日現在で佐渡航路に就航している船舶は次のとおりである。新潟一両津航路では平成5年4月から就航しているおけさ丸、平成26年3月から就航しているときわ丸のカーフェリー2隻と、昭和54年12月から就航しているぎんが、平成元年3月から就航しているつばさ、平成3年4月から就航しているすいせいのジェットfoil3隻体制で運航している。また、貨物船として平成9年1月から日海丸が就航している。小木一直江津航路では平成27年4月から高速カーフェリーのあ

かねが運航している。このうち、昭和54年就航のジェットfoilぎんがは40年以上経過している。更新の目安とされている35年を超過していることから、ジェットfoilの更新は喫緊の課題となっている。

2、これまでの船舶更新の状況。佐渡航路を航行する船舶建造では、平成26年にカーフェリーときわ丸を60億円、平成27年に高速カーフェリーあかねを58億1,000万円で2隻を建造してきた。その際、カーフェリーときわ丸は国が39億円、佐渡市が合併特例債を活用して21億円を負担している。また、高速カーフェリーあかねは鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JR TT）の船舶共有建造制度を活用し、JR TTから21億円の融資を受け、佐渡汽船が26億5,000万円を自己資金で負担をしている。そこに合併特例債を活用して対岸市の上越市が4%に当たる2億5,000万円、佐渡市が8億1,000万円を負担している。これまでの船舶建造では佐渡汽船株式会社の大株主である新潟県からの助成はないが、小木直江津航路運航支援事業により小木一直江津航路の赤字補填として平成26年から15年をかけて12億円を支援する債務負担行為が行われた。ただし、既に12億円分の支援を使い切っている。

3、ジェットfoil建造に対する経緯。ジェットfoilの更新はボーイング社の製造停止や川崎重工業の技術者の引退などにより建造自体が危ぶまれた状況下にあったが、平成29年6月に東海汽船が約50億円で川崎重工業と建造契約を結び、当面のライン停止は免れた。9月18日の航路問題に関する調査特別委員会では、執行部から2隻目以降の建造は造船会社の設備投資や組織体制の構築、退役船となるぎんがのパーツの流用により船価を低減させて佐渡汽船が建造する方針であるとの説明を受けている。しかしながら、昨年8月に佐渡汽船から市に対し、ジェットfoil建造の支援の正式な要請があったことが報告された。その後、産業建設常任委員会では、佐渡市民の公共交通としての航路であることから新潟県の責任において支援を行うべきであり、これまでのような船舶建造に対する支援は認められないことを執行部に指摘している。当市議会の意向を執行部が県に伝えたところ、県が小木一直江津航路の収支が改善されない限り支援はあり得ないとの回答があったことが令和元年9月18日の航路問題に関する調査特別委員会で執行部から報告されている。本年2月20日の議員全員協議会では、昨年12月26日に新潟県、佐渡汽船、佐渡市三者のトップ会談において、県知事から初めて建造費に対する負担及び新潟県と佐渡市の負担の在り方についての言及があったと執行部から報告された。交渉に当たった当時の市長は、負担割合の枠組みは決まったものでなく、今後、大株主でもある新潟県との交渉になることを明言している。

令和2年6月時点では、令和2年5月頃に建造に関する契約を締結する予定であったが、10月まで延期になっている。以降、令和3年5月頃に起工し、同年秋頃にはジェットfoilぎんがが退役し、パーツを受け渡す予定である。令和4年2月頃には進水し、4月に佐渡汽船へ引き渡されるスケジュールが示されていた。

また、県知事から提案された内容は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JR TT）による船舶共有建造制度を活用し、JR TTから70%の融資を受け、自治体負担することになる20%を県と佐渡市で10%ずつ負担し、残り10%を佐渡汽船の自己資金で賄うことであった。また、令和2年9月の県議会定例会で建造費に関する補正予算を計上したいというものであった。

4、佐渡汽船の経営状況及び近年における状況。昭和7年（1932年）7月に県が資本の半額を出資して現在の佐渡汽船株式会社が設立されている。バブル絶頂期には100万人を超える観光客が来島し、当然、佐渡汽船の経営も良好であったが、バブル崩壊以降の観光客の減少により佐渡汽船の経営も悪化の一途を

たどり、平成19年（2007年）3月、平成18年度決算で債務超過に陥った。経営改善の一環として、子会社の売却や合併、運航ダイヤの大幅な見直しなどを実施している。その中で、誘客に取り組んでいた全国各地の支店も次々に閉鎖してきたが、かえって観光客の減少に拍車がかかり、経営の悪化の一因にもなっている。平成27年頃、佐渡汽船株式会社が5つの経営課題として、①、寺泊―赤泊航路の赤字、②、小木―直江津航路の赤字、③、船員確保の厳しい現状、④、貨物部門の赤字、⑤、船舶の老朽化を示している。その中から貨物運賃値上げの方向を打ち出したが、突然の提案に対して市民からの反発が非常に大きく、佐渡市と佐渡市議会でも問題であるとの認識で一致し、貨物運賃値上げの撤回を申し入れている。結果、佐渡汽船株式会社が貨物運賃値上げを撤回した経緯がある。しかし、採算が合わないことを理由に昨年5月には赤泊―寺泊航路を廃止している。

今年の新型コロナウイルスによる感染症の世界的拡大により、日本全国に行動自粛要請が発令された。2月28日には対岸の新潟市で感染者が確認され、医療体制が脆弱な離島としては来訪の自粛を要請せざるを得ない状況下に追い込まれた。その結果、3月以降の佐渡汽船の乗客は激減している。1月から5月の利用客は前年同期で56%の減少、5月だけを見れば86%の減少であった。これまでの損失が累積している佐渡汽船に対しては大打撃となっており、過去にないほどの厳しい経営状況となっているものと推測される。

県の株保有状況は、昭和7年では50%であったが、平成19年には39.0%、現在38.2%まで下がっている。2019年12月期決算は、航路で4億7,700万円、会社全体では8億900万円の損失である。

5、離島航路等に関する法制度の状況。平成25年3月31日で期限切れとなる離島振興法を改正する際、衆議院、参議院では離島航路・空路に対して必要な支援を行うことや支援の在り方を検討するよう附帯決議を行っている。平成24年6月15日衆国委180第2号で、衆議院国土交通委員会から決議されたものは、離島の振興に関する件である。その中の3項目には、「離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援の在り方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること」と明記されている。このことから、改正された離島振興法第12条の交通の確保等に「人の往来及び物資の流通に要する経費の低廉化に資するための施策の充実」が追記されている。また、同法第4条に定められている離島振興計画では、関係都道府県が同法第3条による離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めることが努力義務となっており、そこにも「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実」が追記されている。さらに、平成27年6月1日には全国離島振興協議会で「特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する特別決議」が出され、有人国境離島特措法の制定に結びついている。このことで、改正離島振興法の流れがさらに発展してJR並みの運賃への低廉化が実施され、離島航路への公的支援が大きく拡充されてきている。平成30年5月28日には全国離島振興協議会で「離島航路・航空路支援の抜本的拡充に関する特別決議」、令和元年11月12日には離島振興市町村議会議長全国大会で「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議」が出ており、離島の交通網を安定的に維持、存続する支援策の強化を求めている。

6、当委員会の意見。(1)、離島住民が生活していく上で離島航路・航空路の維持、存続が必要不可欠であることは、法律でも明確になっており、各種協議会でも十分に認識しているところである。また、大規模災害が頻発していることから避難の確保でも航路、航空路は欠かせない。これまでも議会が厳しく指摘しているにもかかわらず、佐渡市や新潟県が抜本的な対策を講じてこなかったことは非常に遺憾である。

(2)、バブル崩壊以降に観光客の減少が始まり、佐渡汽船株式会社からは経営改善に取り組んでいるとの報告を受けるが、抜本的な対策に至っていない。誘客促進や経営の抜本的な見直しを議会から指摘しても改善せず、経営の悪化を理由に市民に対して不便を強いている。離島住民の生活航路を安定的に維持しなければならない佐渡汽船株式会社はもちろんのこと、大株主である県の責任も非常に大きいものであると再三再四指摘しており、ここでも改めて強く指摘する。

(3)、離島航路補助制度や今回の鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JR T T）による船舶共有建造制度の変更による負担の軽減など、自治体の負担に対しては一定の配慮がなされていることも当委員会では認識している。しかし、離島航路における運航会社自体に対する支援や多額の費用がかかる建造に対しても抜本的な支援がなければ安定的な維持、存続は不可能である。

(4)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JR T T）の自治体負担にしても、どの自治体が持つべきかが明確になっていないことから、今回のような折半する提案が県から出されたものと推察する。今までは合併特例債が活用できたことから佐渡市や高速カーフェリーあかねのときには対岸市の上越市が建造費を支援できたが、そもそも財政基盤の弱い離島の自治体が建造費を負担するのは非常に厳しいものがある。これは、安定的な経営を行ってもらう必要がある運航会社に対しての支援にも同様のことが言える。

(5)、船舶の更新は待たなしの状況下であり、今回のジェットフォイルの更新が完了した後はカーフェリーや貨物船の更新も必要である。この状況となる前に対策を打たなければならなかった新潟県の責任は非常に重いものであり、これまでの法制度とも合致しないものである。また、今回のジェットフォイル建造に関し、市も議会への報告が遅れるなどの対応の不手際により混乱を招いたため、一定の責任がある。これらのことは、今後も続いていく離島のジェットフォイル等の建造の在り方にも影響する。

(6)、今般の新型コロナウイルスの感染症により、全国の離島航路を運航する事業者はかつてない危機にさらされている。これは、先ほど述べた佐渡汽船の利用者の推移からも明らかである。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の収束後は従来以上に厳しい状況下に置かれるものと推察される。

(7)、これらのことから、当委員会では、これまでの議会における審査や意見等を十分に踏まえることを指摘すると同時に、次の点について改善を求めるものである。

①、離島航路の安定的な維持、存続は国、県の責任であることを再認識し、海上の国道、公共交通の航路の管理者としてふさわしい責任を果たすべきである。

②、船舶の建造に関しては、建造費が多額となることから国が以前のような財政措置を講じるよう要望すること。

③、佐渡汽船株式会社設立の経緯を踏まえ、大株主の県が運営に責任を持つとともに、少なくとも離島を抱える他県並みの責任は果たすべきである。

④、佐渡汽船株式会社にも誘客促進の強化による観光客の増加や組織体制の抜本的な改革などによる経

営改善に取り組むよう強く求めること。

⑤、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、運航会社の損害が甚大であるため、その間の損失に対する補填も視野に入れた必要な支援策を早急に講じるよう県として国に要望すること。また、当市から国へ要請する際には全国離島振興協議会とも足並みをそろえて取り組むことも視野に入れて協議すること。

⑥、他地域の離島の船舶事業者の経営状況を分析し、佐渡汽船との経営を比較すること。その結果を基に国の補助金増額の対策を講じることを望む。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員会の中間報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、お疲れさまでした。航路問題の委員長に質疑をさせていただきます。

昨年の12月26日の前市長、それから県知事トップ会談でジェットフォイルの負担の枠組み、JR TTを利用した負担の枠組みが示されましたが、2月20日にこの場で議員全員協議会でその仕組み等が説明されました。当時も市長に対して質疑をいたしておりますけれども、この2か月間の間に何が具体的にあったのか、審査の中で明らかにすることができたのか、質問をいたします。

それから、今年の2月定例議会、当初予算の議会ですが、私も一般質問に立ちまして、県との負担の在り方について、1対1、新潟県が1、佐渡市が1、同じ負担だというふうな説明でしたが、そこで市長は「負担の押し引きはできるのだ。これからの協議だ」というふうな回答を私に対してしていただきました。今回のスキームは、残念ながらその当時と変わらないものになっていますが、その県に対して委員会ではどういふふうに審査されたのか、説明いただきたいと思います。

それから、事業者である佐渡汽船については、平成27年頃でしたでしょうか。突然20%の貨物の運賃値上げということがございました。先ほどの報告書にも記載がされておりますが、そのときには利用者の方々がびっくりされて反対運動が起き、私たち議会も一緒になって撤回の運動をしたわけなのですが、そのときに挙げられた5つの課題、いろいろな、赤泊一寺泊航路、小木一直江津航路の赤字とか、貨物の赤字とかいろいろなことが述べられていましたが、それから5年ほど経過して、その後の課題が今出てきているようなのですが、どのような状況なのか、説明いただきたいと思います。

それから、平成29年には赤字航路の一つである寺泊一赤泊航路の廃止、航路からの撤退ということを事業者が申し出て、1年間の試験運航を行った後、翌年、平成30年には佐渡航路確保維持改善協議会が開かれ協議をしていただきましたけれども、実績が伴わないので廃止もやむなしということになってしまいました。私、この協議会に1回傍聴させていただいたことがありますけれども、残念ながら県の責任がとて曖昧でありまして、その協議会が隠れみのになっているように私は感じました。今回、ジェットフォイル建造ということでもありますけれども、もう一つ的小木一直江津航路のことがとても心配でなりません。現在も佐渡航路確保維持改善協議会は会議が行われたというふうには伺っていますが、どのような議論があったのか。また、赤泊一寺泊航路のようなことが起きるのではないかと私は大変心配しておりますので、

そのことの審査が行われたのかどうかを説明いただきたいと思います。

それから、委員会に示された資料を拝見しますと、近年小木一直江津航路については毎年約10億円ほどの赤字になっていると、乗客も伸び悩んでいる、どんどん減っているという状況を知りましたが、この赤字解消は大変大きな課題で、ここの航路を何とかしない限りは佐渡汽船の経営が上向くことはないというふうに考えておりますが、この点についてはどういう展望や提案を委員会としてされたのか。

以上、質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） それでは、金田議員の質疑にお答えいたします。

まず1つ目の、昨年12月26日のトップ会談、それから年をかわして2月20日の議員全員協議会の間で何があったかということですが、報告書の2ページに書いてあるとおりであります。当時多くの議員も12月26日のトップ会談でJRTTの船舶建造共有制度の活用、そして新潟県と佐渡市の負担割合についてはほぼ決めたものではないかという見方があったのは事実だと思っております。それは公式見解では、議員もおっしゃるとおり、今後やり取りの中で決まるというふうに本会議でも答弁しているし、そのことだというふうに思います。12月26日から2月20日、この間非常に間が空いていたという当時の議会の指摘もある、それはそのとおりです。そのときに何があったかということについては、その当時の議会の議員全員協議会等の会議録に一定程度は載っているかと思っておりますが、特段の言及はなかったのかなというふうに思います。

2つ目、先ほど言いましたが負担の比率、今後JRTTのスキームによる県と佐渡市の負担割合の件でございますが、先ほど言ったように当時の市長は決まったものではない、これが公式答弁ですから、それが一つです。ただ、その中で、これも議事録にも残っていると思っておりますが、新潟県として今まで負担をしてきたことがなかった船舶の建造費を負担する意思があるということの評価した言い方でありましたから、その辺から推察をしていただきたいというふうに思います。この負担の比率の関係では、当委員会では現副市長をお呼びいたしまして、現市政の方向性としてお尋ねをいたしました。それへの回答は、市として何らかの支援が必要ではないかという認識を示しました。それともう一つは、現在のコロナ禍の状況の中で深刻な経営状況であり、県知事が示していたこのスキーム、JRTTによる負担の枠組み、この問題以前に事業者そのものの資金繰りが必要ではないかと、市や県での対応ということも示しております。佐渡航路の体系を維持するためには、ジェットフォイルを建造するための財政支援が必要だという大枠では認識を示しておりますが、今回の枠組みが今の経営状況の中でできるのか。ざっくり言えば佐渡汽船が7割、事業者が7割資金調達するところが、8割ですか。自己負担も含めて8割取るというところがどうなのかということだと考えております。後段のほうですが、前段の質疑に大きく関連しますが、現在の経営問題や資金調達の状況から見ると、今言いましたようにこの枠組みそのものもどうなのかという状況かというふうに推測しております。

2番目の質疑でございます。これは、平成27年の貨物運賃値上げ、そのときに掲げられている5つの課題でございます。これについては、中間報告書では3ページに5つの課題をそのまま挙げてあります。その後、一定程度の課題が出たかどうかというところには、当委員会は取りあえず1つはジェットフォイルを始めとする当面する船の建造に佐渡市でどう考えるのかということと、今後のコロナ禍を受けての航路の

在り方という2つに分けており、後段のほうでやろうというのが当委員会の意見でございますが、ただマスコミ報道などから見ると、先ほども述べましたが、コロナの影響による深刻な業績悪化は今日において最大の課題となっているものと考えるところであり、上場企業でもある航路事業者そのものの在り方が問われかねない局面であると考えています。どちらにしても、先ほど言いましたが、当委員会の今後の調査の中で少しでも明らかにし、離島航路の在り方を考えていかなければならないと思っているところでございます。

2番目の2つ目の質疑でございます。平成29年の寺泊一赤泊航路の廃止のときに、佐渡航路確保維持改善協議会が隠れみものになって、結果的にうまくやられたっていうのはおかしいが、なっているのではないかとということでございます。佐渡航路確保維持改善協議会の設置要綱でいきますと、第1、目的は「佐渡航路の特性・実情に沿った運航の在り方、今後の安定的な運航のために必要な諸課題を検討し改善を図ること、また、必要に応じて佐渡と本土間を結ぶ不定期航路について調整を図ることを目的として」ということになっております。おっしゃるとおり、平成29年で言えば議会にも説明もなく決ってしまったという経過もございますから、まさにこの改善協議会がご指摘のような形になる可能性もあるのではないかとこのように考えています。本来、公共交通路、離島振興の立場で、何度も繰り返しましたが、国、そして離島振興計画の責任者でもある県の責任をしっかりと果たすべきだというのが当委員会の考えであります。

最後の小木一直江津航路の年間約10億円の赤字、そもそもこの赤字の解消が最大の課題ではないかと、その辺のような審査をしたのかということでございますが、若干報告書の中でも述べていますが、小木一直江津航路は約10億円の赤字、赤字航路の国の補助を受けていますが、この補助が約1億5,000万円。本来2分の1であるにもかかわらず、1億5,000万円というのはあまりにも少な過ぎやしないかというのは一般質問等でもあるわけでありますが、これは制度のことで、全国の平均の割当ての中で小木一直江津航路を計算していくと1.5億円ということのようであります。ところが、実際問題なぜ2分の1でなくて1.5億円なのかということは国からも明らかにされていないという。ですから、この辺をひとつ明らかにして、どうすれば国の補填がもう少し受けられるようになるかという点などがあるかというふうに思っています。

また、今後の展望ということは非常に難しいテーマではございますが、全国の離島がそうであります。また、平成20年から平成21年にかけて離島航路の補助に関する検討会があって、当時の高野市長も委員として出ていたわけでございますが、まさに全国の離島が右肩下がりの中で、本当に深刻な状況があるということでございますから、先ほど言いましたように、平成25年の改正離島振興法、その流れを受けた特定有人国境離島特措法で運賃がJR並みになったという、こういった流れを一層発展させていくことこそ必要ではないか。年号違いますが、平成35年には離島振興法が新たな改正を迎える。目前に迫っておりますから、この中でしっかり海上国道を位置づける。離島の航路を位置づける。また、交通政策基本法の中でも移動の自由というものが保障されていますから、そういった立場でダイナミックに全国の離島の中でも大きな佐渡市として頑張っていく必要があるのだなというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） もう少し質問します。

示された資料によりますと、JR TTを使った船舶建造というのは、ほかの離島の例を見るとその負担

のスキーム等がその都度変更されています。離島自治体、佐渡にもということですね。それから、それを抱える都道府県の負担が全く同じという例が実際あるのか。あるいは離島を抱える都道府県のスタンスによって、その違いが制度に変更されるということが認められているのか、その辺のところ私はよく分からないのですが、そこを調査してあったら説明いただきたいと思います。

それから、今回のジェットfoil建造については5月に発注という最初の説明でしたが、今回のコロナのこともあったのでしょうか、10月にずれ込んでいるというふうに伺っていますが、当初の説明のときに、今回このタイミングでジェットfoilを建造しないと、次に待っている離島のジェットfoil建造が遅れるので迷惑かけるかもというふうな説明があったのですが、実際そういうふうなことになっているのかについて説明をいただきたいと思います。

2つ目の質疑に入りますが、報告書の中で昨年の12月期の決算が航路収益と全体収益との差が、航路部門以外ということになると思いますが、3億3,000万円ほど赤字がありますが、私たち市民とすると航路以外のどういう事業を佐渡汽船が行っていたのか、私たちはよく理解していませんけれども、その赤字が、また会社が赤字だということで私たちに押しつけられるのはちょっと困ることなので、そのことについてはどういうことなのか、分かっていたら説明お願いしたいと思います。

それから、佐渡汽船の不振についてはやはり船の選定のミスということが避けては通れないというふうに思っています。高速カーフェリーあかね建造のときも、佐渡市議会で佐渡空港・小木航路特別委員会を設置して、担当役員と協議をし、5メートルの波でもしっかり走れるのだというふうな話も伺いましたし、20万人ほどの乗客があれば収支はとんとんになるので大丈夫だというふうな説明を受けて、議会は了解をし、佐渡市から支援をしたわけなのですが、そのことが全く実施されていない。予定より違う船だったということで、コストもかかりますし、乗客も思うように伸びていない、逆に減少しているということが起きて、小木一直江津航路が大きな赤字ということで悩んでおります。このことを非常に改革しないとまずいわけなのですが、私は地元の航路ということで赤泊一寺泊航路の廃止のときの説明会に出席しましたが、当時の赤字もやはり小木一直江津航路は大変大きなものでした。その赤字を何とかしないと、会社自体立ち直れないのではないかとということを再三申し上げましたが、当時の執行部は船の選定のミスは認めていましたけれども、それは認めますがということで、その以降何もしていません。そのまま赤字を放置して、今まで来ただけというふうに私は思っております。そういうふうな私に言わせると怠慢な経営が今の危機状態を招いているのだというふうに思っていますが、そのことについては委員会はどのように考えていらっしゃるのか。

それからもう一つ、すみません。知事は、佐渡汽船の経営改善がないとジェットfoil建造の話に乗れないという話をしていました。今回、佐渡汽船はどのような改善策を県に示したかどうか私には分かりませんが、県サイドはその提案を了として、今話を進めているのか、以上について説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 5問ということで、あまり頭がよくないので、うまく答えられないところがあったら改めて聞いていただきたいというふうに思います。

1つは、離島を抱えた他県、J R T T等を使ったスキームの他県の状況は、今回新潟県が示したように

同額ということはあるのかということですが、金田議員も過去の特別委員会の中でご承知のとおり、10%というような場合もあります。そもそも離島航路におけるカーフェリーみたいなものは大きさが全く違いますから、船価がまるっきり違うので、佐渡市のように60億円とか50億円ということではない中でのそれは割合だと思えます。ただ、長崎辺りで大きなカーフェリーになりますと、議員がおっしゃったようにその都度、その都度制度をつくって、県が100%造っているというのが実態だというふうに思えます。お分かりのように船というのはしょっちゅう造るものではないわけですから、何年に1回ですから、その都度、その都度補助制度をつくって対応してきているのが他県の事例ではないかと、これまでであった状況ではそのように考えています。

2点目です。今回のジェットfoil建造をもしやめたら、この後の他離島に影響するのではないか。それは、ずっとそういうふうに使われていますし、マスコミ報道等もそういうのがありますから、そのとおりだというふうに我々は考えております。ただ、執行部に佐渡市の後どこだと聞きましたが、そこは分からないと。分かっていると言わないのかもしれませんが、そこ自体がまず問題だろうと。ですから、報告の中でもありましたが、ほかの航路の事業者の在り方もちゃんと調査をしろということは、そのようなこともさせているところであります。

3点目、佐渡汽船グループみたいな感じで、航路以外の赤字の不振を結果的に佐渡市民に押しつけているのではないかとということでございますが、この点についてはそういう問題意識の意見はいっぱい出ておりますが、今後佐渡航路の在り方、コロナの影響を受けて、今後どうしていくのかという中で、十分調査したいなというふうに思っており、十分な調査はしていないところであります。

4番目でございます。あかねの船の選定のミスなど、経営陣の責任はあるのではないかと。それはそのとおりだというふうに思えます。県もそうだと思うのですが、新聞報道でもそうですが、この前国会でもやっていますが、「公共交通路ではないか」というと、「一部上場をしている会社だから」と言って、例えば今の国土交通大臣も3月のときの国会の参議院国土交通委員会でやっていました。結局そこで逃げられているのではないかなというふうに思いますので、その経営責任という点でいうと上場会社であるかどうかということも含めて、今後大きな鋭い争点になっていくのではないかとというふうに思っています。

5点目です。新潟県は、もともと佐渡汽船の経営改善がないとジェットfoilの建造はないと言っているが、それはどういうふうだというふうに思っているかと、審査されたかということでございます。5月25日に……でしたか。5月28日に佐渡航路の先ほどの改善協議会開催しております。その中身は、我々にも一切知らされていません、まず。この後、またいろいろな会議があるようですが、重要なところはいつも情報公開がなされておらず、決まってから結論だけ出されるというのですから、今後その改善協議会における協議の在り方というのは、当佐渡市としてもしっかり情報開示をしていくということを私は求めていく必要があるのではないだろうか。あるというのが当委員会の全体の総意でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 3回目の質問を行います。

私たちは、海を渡るときは佐渡汽船の船に乗らないといけないので、この交通の確保は何としてもしていただかなければならないというふうに思っています。一番心配しているのは、平成18年のときのような

債務超過のような状態になって、またいろいろな負担が私たちの佐渡市に押し寄せてくるのは困るなというふうな素朴な感想から質問をしております。今のコロナの影響で、乗客も著しく減少していますし、報道等によると資本注入等も知事は中央にお願いしているという話も伺いますが、今委員会としてその会社の状況がどんなふうにというふうに認識しているのか、説明をしていただきたいと思えます。

最後になりますが、今日の午前中の中等教育学校のこと、あるいは今コロナのことで、佐渡には県立病院がないとか、あるいは佐渡として非常にハンデがあるわけなのですけれども、県には何としても私たち離島の島を守っていただく使命があると思えますが、このことを委員会と一緒に県にぶつけていきたいと思えますし、以上で質疑を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 1点目、今の経営状況の中で債務超過、債務超過以前にもう歳入歳出が多分もう赤字だというのはお分かりで、会社が存続できない事態が来るのではないだろうかということでございますが、会社の経営状況の中身については、ご承知のとおりいつも上場企業なのでということであまり公表されずに、我々知らないまま来ているということですが、新聞報道等から見て、当委員会全体としてもかなり厳しい状況であるという見方はしておりますが、しっかりとした調査にまで入っておりません。先ほどから何回も言うように、今後の課題の中でしっかりどこまでできるか分かりませんが、メスを入れていきたいなというふうに思っています。ただ、その辺については先ほどから言うように、佐渡航路確保維持改善協議会には資料を出す、ほかには出さないということが一番の壁になっていて、オープンに自分たちの航路会社という視点で見ることができないという点があると思っています。

もう一点です。県の離島に対する支援が非常に弱いのではないかと、私もそのとおりだと思います。当委員会の審査の中では、前議長が知事に要請を受けて、知事と会ったときの会議の記録が出ておりますが、その中で一言、ジェットfoilの問題を言ったときに知事は「そんなことしたら佐渡島民が困るでしょう」、これは見方によれば非常に距離を置いた私は発言であるのかなと、そういう議論も今しているところではありますが、なおなかなか大きな課題でもあり、極めて重要な課題でもあり、今後皆さんの知恵を借りながら少しでも佐渡航路の在り方が島民にとってよくなるように調査を進めてまいりたいな、このように思っているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員会中間報告に関する委員長質疑を終結いたします。

日程第3 発議案第9号

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔12番 山田伸之君登壇〕

○12番（山田伸之君）

発議案第9号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	山田伸之
賛成者	〃	後藤勇典
	〃	中村良夫
	〃	山本卓
	〃	荒井眞理
	〃	稲辺茂樹
	〃	平田和太龍

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活が不便となり、生活の質を落とす大きな原因になる。加齢性難聴によるコミュニケーションの減少により、本来であれば会話をすることで脳に入ってくる情報量が少なくなることが脳機能の低下につながり、うつ病や認知症の危険因子になっていると最近では考えられている。

国内の難聴者率は欧米諸国と大差がない様子であるが、補聴器使用率は欧米諸国よりも低いとされているため、国内での補聴器の普及が求められている。しかし、補聴器の価格は片耳当たり、安価なものでも2万円、高価なものでは20万円のものもあり、保険適用外のため全額が個人負担となる。

身体障害者福祉法第4条の規定による高度・重度に認定された難聴者の場合は、補装具費支給制度による公費負担が適用され、原則1割の負担で購入することができる。中等度以下に認定された場合でも購入後に所得税などの医療費控除を受けられるが、所得税などが賦課されない場合には控除されるものがなく、対象者はごく一部に限られることから、低所得の高齢者に対しては特段の配慮が必要である。

欧米諸国では補聴器購入に対して公的補助制度があるが、国内では一部の地方自治体が独自に補助を実施している程度に留まっており、財政力の弱い地方自治体では導入が進まず、格差が進む一方である。補聴器の普及は認知症の予防につながり、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制、介護の負担軽減にもつながってくる。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提

出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第10号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、発議案第10号 離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

○8番（室岡啓史君）

発議案第10号

離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	室岡啓史
賛成者	〃	金田淳一
	〃	稲辺茂樹
	〃	荒井眞理
	〃	中川直美
	〃	中川健二
	〃	山田伸之

離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書

離島航路は、離島の住民にとって本土を結ぶ交通機関であると同時に生活物資物流の生命線であり、離島航路を運航する会社は公共輸送機関の役割も担っている。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界各地で拡大し、経済活動に大打撃を与える結果となった。

この時点においても収束の目途は立たず、ワクチンの開発を待つしかない状況下であり、長期戦の様相を呈している。

当市においても例外ではなく、本年4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、一気に行動が制約されることになった。

離島であるために医療体制が脆弱なことから、新型コロナウイルスを入れないため佐渡汽船にサーモグ

ラフィーを導入するなど、先駆けて対策を行ってきたが、佐渡汽船の利用者が激減するなど経営面で大きな打撃を受けている。

また、佐渡汽船株式会社では船舶の更新も喫緊の課題の1つとなっているが、現在の佐渡汽船の体力では更新にかかる費用を捻出することが困難である。鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有制度が活用できるものの、当機構が負担する分は償還しなければならない。また、自治体が負担する割合も規定されているが、財政力が脆弱な離島自治体が負担することは困難である。

離島航路が離島住民にとって公共交通の役割を担っていることに鑑み、国県が陸路の道路整備と同等以上に整備しなければならない。今般の新型コロナウイルス対策による第2次補正予算が6月12日に成立したところであるが、公共交通の役割を担っている航路に対しての助成が十分に盛り込まれていないことは誠に遺憾である。

よって、佐渡市議会は、下記項目について強く求める。

記

- 1 離島振興法の趣旨に基づく安定した離島航路の維持、存続のため、運航会社への支援策を講じること。
- 2 船舶建造費は離島の自治体に求めず、国や都道府県が十分な支援を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた運航会社に対して、離島住民の交通確保の観点から本年2月から収束までの期間の損失を補てんすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡市民にとって本土を結ぶ唯一の交通機関であると同時に生活物資物流の生命線であり、同社は公共輸送機関の役割も担っている。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界各地で拡大し、経済活動に大打撃を与える結果となった。

この時点においても収束の目途は立たず、ワクチンの開発を待つしかない状況下であり、長期戦の様相を呈している。

当市においても例外ではなく、本年4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、一気に行動が制約されることになった。

離島であるために医療体制が脆弱なことから、新型コロナウイルスを入れないため佐渡汽船にサーモグラフィを導入するなど、先駆けて対策を行ってきたが、佐渡汽船の利用者が激減するなどの弊害も出ている。

佐渡汽船株式会社ではジェットフォイル更新のため、本年5月に川崎重工業と建造に係る契約を行うスケジュールの中で、新潟県はジェットフォイル建造費について佐渡市へ負担を求めてきている。

大株主であり、離島の活性化を図る義務を担わなければならない県は、まったく責任を果たさず、佐渡汽船株式会社に対しても指導力を発揮していない。平成27年の貨物運賃値上げ撤回の件も突然離島住民に不便を強いる内容を提示し、市民への説明期間を設けずに強行しようとする行動は航路を独占している企業の一方的で傲慢な態度と言わざるを得ない。県もこの状況を黙認しようとする姿勢は容認できない。

また、これまでは合併特例債を活用して佐渡市や対岸の上越市が建造費を支援してきたが、財政力が脆弱な離島の自治体に船舶更新費用や運航費用の負担を求めることはあってはならない。

よって、佐渡市議会は、下記項目について強く求める。

記

- 1 離島振興法の趣旨に基づく安定した離島航路の維持、存続のため、運航会社への支援策を講じること。
- 2 船舶建造費は離島の自治体に求めず、県の責任として十分な支援を行うこと。
- 3 大株主として、佐渡汽船株式会社の経営改善を強く求めること。
- 4 新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた運航会社に対して、離島住民の交通確保の観点から本年2月から収束までの期間の損失を補てんするよう、国へ要望するとともに県としても損失に対する対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本案は、航路問題特別委員会で、離島航路には国や県が公共交通として責任を果たすべきことや今般の新型コロナウイルスにより離島航路の維持、存続が危惧されているため、国や県の支援を求めることなどの中間報告をまとめたことから、その内容に基づき、国及び県に対して支援等を求める意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第10号 離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第11号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第5、発議案第11号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

- 8番（室岡啓史君）

発議案第11号

新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	室岡 啓史
賛成者	〃	金田 淳一
	〃	稲辺 茂樹
	〃	荒井 眞理
	〃	中川 直美
	〃	中川 健二
	〃	山田 伸之

新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書

昨年12月に新型コロナウイルスの感染による肺炎が発生してから半年以上が経過したが、収束の兆しが見えず、長期戦の様相を呈している。国内でも4月16日に全都道府県で緊急事態宣言が発令され、一時は医療崩壊の手前まで追い込まれている。イベントの中止、外出の自粛、事業の休業などにより感染者数が減少傾向となったことから、5月14日には39県の緊急事態宣言を解除し、自粛などの緩和や経済活動の再開が徐々に始まっている。

しかし、これまでの自粛等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。これは感染者が出ていないとされている当市においても例外ではなく、医療体制が脆弱な離島である当市では感染に対する市民の不安が払拭されていない。

第2波、第3波も危惧される中、感染症の収束に向けて、医療提供体制などの強化に取り組まなければならない。同時に、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向けて、必要な施策を迅速かつ適切に講じることが求められている中、第2次補正予算で計上された臨時地方創生交付金や対策では不十分である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の推進等を図るため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を迅速に提供し、国民の不要な混乱や不安、人権侵害や風評被害の防止に努めること。
- 2 第2波に備え、相談から医療までや軽症者の受入体制を強化・充実させること。
- 3 ワクチン及び治療薬の研究開発を進めるとともに、安定的な製造及び国内の供給体制を整えること。
- 4 医療機関が行う各種対策に要する費用に対して、十分な財政措置を講じること。また、医療物資の確保及び現場の処遇改善を行うこと。
- 5 地域医療機関は、今般の新型コロナウイルスにより大幅な減収となり、経営の悪化が進んでいる。医療機関の経営悪化は医療崩壊に繋がり、地域医療を守れない事態も想定されることから、医療機

関に対する積極的な支援を講じること。

6 離島航路を運航する事業者は、今般の新型コロナウイルスにより大幅な人の移動制限の影響を受けて減収となり、経営破たんの恐れもある。

公共交通機関としての役割を担っていくためにも、離島航路事業者への積極的な支援を講じること。

7 子どもの健康や心のケアの対策を講じること。

8 国民健康保険税や保育料の減収等に対する財政措置を講じること。

9 福祉・介護事業者に対する支援を行うこと。

10 「新たな生活様式」に鑑みて、少人数学級に向けた対策を講じること。また、教職員の加配に十分な配慮を行うこと。

11 各種事業者に対して、事業ごとに見合った形で手厚い支援策を講じること。また、手続きには簡素な形とすること。

12 地方公共団体が十分な手立てを行えるだけの財政支援措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本案は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策により感染者数が減少してきたことなどから自粛の緩和など徐々に経済活動が再開されてきているが、それまでに受けた地域経済への打撃が大きく、国が第二次補正予算を成立させたものの、第2波、第3波の襲来が予測される中において、さらなる対策を講じる必要があるため、国に対して各種の対策及び支援を求める意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第11号 新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第12号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、発議案第12号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第12号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	”	稲辺茂樹
	”	中川直美
	”	山本卓
	”	駒形信雄
	”	山田伸之
	”	中川健二

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

政治倫理審査会	佐渡市議会議員政治倫理条例の規定に基づき審査請求を受けた事項について審査を行うため	政治倫理審査会委員	政治倫理審査会長
---------	---	-----------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

本案は、佐渡市議会議員政治倫理条例に基づく政治倫理審査会を会議規則第164条による「協議等の場」に加え、審査会の位置づけを明確にするものであります。

議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第12号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第12号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（佐藤 孝君） ここで、お諮りいたします。

先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、発議案第13号を日程に追加し、直ちに提出者の発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに発言を許すことは可決されました。

追加日程第1 発議案第13号

○議長（佐藤 孝君） 追加日程第1、発議案第13号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

○8番（室岡啓史君）

発議案第13号

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月30日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	室岡啓史
賛成者	〃	金田淳一
	〃	稲辺茂樹
	〃	荒井眞理
	〃	中川直美
	〃	中川健二
	〃	山田伸之

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書

政府は、人生100年時代の到来を見据えながら誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行うことを目的として、令和元年9月に全世代型社会保障検討会議の第1回会合を開催し、同年12月19日には中間報告をまとめている。その中では、75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みを負担能力に応じたものへと改革していく必要があると言及し、「一定所得以上の人は医療費の窓口負担割合を2割とすること」、「遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする2022年度から改革を実施できるよう法制上の措置を講ずる」ことが明記されている。

高齢者の収入の8割は公的年金であり、約7割の世帯は公的年金のみで生活している。老齢基礎年金及

び障害基礎年金の支給額が高齢者や障害者の生活を保障するためには十分な金額ではなく、マクロ経済スライドの導入などにより実質支給額が減らされ続けている中で、医療費の窓口負担の引き上げは後期高齢者の生活及び医療の受診に大きな影響を及ぼしかねない。負担増が多く受診抑制を誘発し、暮らしと健康が脅かされることが懸念される。

よって、国においては、後期高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、窓口負担については現状維持に努めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第13号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第13号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、議案第72号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第72号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市五十里財産区管理委員の任期が令和2年6月30日をもって満了になるため、第1区、野崎政明氏、第2区、水上忠明氏、第3区、本間敏夫氏、第4区、佐藤清二氏、第5区、松中政芳氏、第6区、名畑栄次氏、第7区、中川正市氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第72号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第8 議案第73号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、議案第73号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第73号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市二宮財産区管理委員の任期が令和2年6月30日をもって満了となるため、第1区、川嶋良夫氏、第2区、清水紀治氏、第3区、本間英成氏、第4区、伊藤修市氏、第5区、二反田一博氏、第6区、五十立秀男氏、第7区、本間敏雄氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第73号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第9 議案第74号

○議長（佐藤 孝君） 日程第9、議案第74号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第74号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員の任期が令和2年6月30日をもって満了となるため、第1区、安藤

正則氏、第2区、曾我正明氏、第3区、山本真澄氏、第4区、中川惣司氏、第5区、風間喜太郎氏、第6区、豊岡昭夫氏、第7区、遠藤操氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第74号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第10 議案第75号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第10、議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、佐山眞理子氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第11 議案第76号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第11、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間始晴氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第12 議案第77号

○議長（佐藤 孝君） 日程第12、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、長嶋洋一氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として渡邊毅氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第13 議案第78号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第13、議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） 議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、濱松智弘氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として中村美砂緒氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

ここで、15分間休憩いたします。

午後 4時47分 休憩

午後 5時02分 再開

- 議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

日程第14 議案第79号から議案第102号まで

- 議長（佐藤 孝君） 日程第14、議案第79号から議案第102号まで、佐渡市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） 議案第79号から議案第102号までは、一括してご説明をいたします。

佐渡市農業委員会委員の任命について。議案第79号から議案第102号までの24議案は、佐渡市農業委員会委員が令和2年7月23日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律に基づき、新たな農

業委員会委員として、佐藤洋子氏、もうお一方同姓同名でございますが、佐藤洋子氏、佐々木尚治氏、酒井敏行氏、古城富久氏、渡邊秀一氏、坂本孝明氏、山本利雄氏、金田勝廣氏、山本彦平氏、西尾啓氏、渡邊実氏、半田充氏、渡部明弘氏、内田正一氏、外内豊明氏、佐々木隆正氏、柴原壽美雄氏、堀口一男氏、矢渡健一氏、中川治氏、本間隆氏、池克博氏、古屋野勝氏、以上24名を任命することについて議会の同意を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第79号から議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第102号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第79号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第80号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第81号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であり、よって本案は可決されました。

次に、議案第82号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対7票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第83号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第84号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第85号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成17票、反対3票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第87号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第88号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第

72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成2票、反対18票。

以上のとおり賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、議案第89号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第90号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 6時04分 休憩

午後 6時14分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第93号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成20票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第94号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第95号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第96号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第97号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成5票、反対15票。

以上のとおり賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、議案第98号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第99号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成20票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第100号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第101号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議

席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第102号 佐渡市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成20票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和2年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案しました議案につきまして、慎重審議、ご審議いただいたことを厚くお礼を申し上げます。今後とも議案上程には議論を重ねた上でご理解いただけますよう、しっかりと努めてまいります。

市長就任後、初の本定例会冒頭で今後の佐渡市政を運営するに当たっての所信の一端を述べさせていただきました。市民の意見を市政に反映する島づくり、産業振興と雇用の充実、防災・減災で安全・安心な島づくり、子供から高齢者まで市民が夢や希望の持てる島づくり、教育と文化の島づくり、この6本の柱

を基盤として、議員の皆様や市民の皆様とともにワンチーム佐渡でのにぎやかな島の再生を目指し、一歩ずつ前に進める強い思いで取り組んでまいりたいと考えております。

本議会においては、代表質問と一般質問合わせて15人の議員の皆様から新型コロナウイルス感染症に関連した対応や今後の対策、また主なものとしましては子育て支援、医療、福祉対策、農業振興策など多岐にわたりご質問いただきました。新型コロナウイルス感染症対策としましては、政府は6月19日から全国都道府県をまたぐ移動の制約を解除いたしました。今後も、国内、県内の状況把握に努めながら、感染拡大防止を最優先として、佐渡市においては国、県の対応からおおむね2週間遅らせた制約解除にご理解をお願いしているところでございます。引き続き、「新しい生活様式」の実践と業種ごとの感染予防ガイドラインの定着化に向けての取組を進めるとともに、国の第二次補正予算によるこの交付金の活用の検討から、島内の社会経済活動の維持、回復に向けた施策を策定し、市民の皆様の安全、安心な生活を確保してまいりたいと考えております。

本議会中、佐渡中等教育学校の令和5年度以降の生徒募集停止について、県教育委員会から県議会への提案がありました。県議会議員を始め市議会議員、また保護者等関係者の皆様のご尽力を得て、昨日、29日、県議会において県知事は新たな有識者会議を設け、中等教育学校の今後の在り方を検討する考えを示し、方針を転換されました。これにより有識者会議の議論を踏まえた新たな方針が示されることとなりますが、これまで県立の中等教育学校に対して市の関与が希薄であったことも認識しており、今後は県と話し合う場をつくり、佐渡中等教育学校の在り方をしっかり協議し、佐渡の子供たちが安心して教育を受ける、そのようなことができる体制づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

結びになりますが、明日から7月で夏本番を迎えます。今年は猛暑が予想されているようです。議員の皆様におかれましては健康にご留意いただき、市政発展のため、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和2年第5回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 6時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 後 藤 勇 典

署 名 議 員 室 岡 啓 史